



2018年
10月

広報

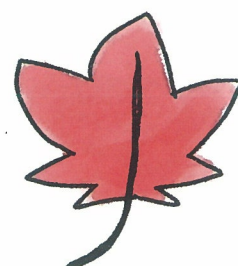
こさがわ



青組優勝決め手の一球

目次

- | | |
|----------|-------------------------|
| 2～5 ページ | … 新しくなりました！古座川町中央公民館 |
| 6 ページ | … 平成29年度一般会計決算報告 |
| 7 ページ | … 町の取り組み・出来事 |
| 8 ページ | … Photo page ～ 新成人の集い ～ |
| 9～15 ページ | … お知らせと情報 |
| 16 ページ | … 食推コーナー・廣西先生の健康寄席 |



新しくなりました！古座川町中央公民館



今年2月、古座川町中央公民館（以下、中央公民館）が改修され、新しい姿になって生まれ変わりました。今回は、新しくなった中央公民館についてご紹介します。

公民館ってどんなところ？

公民館では、町民のみなさま誰もが気軽に「まなぶ」ことができるように施設・設備を整え、各種事業を実施しています。「まなぶ」こと、その他文化的活動の機会を得るとともに、個人・グループでも、公民館に「つどい」「つどろ」を通して自由にその施設を利用することができます。

そして、人々が公民館に集い、一人あるいはみんなで楽しく学習を深めることを通して、みなさま同士のつながりが増えていきます。その中で、生活課題や趣味などの共通のテーマを通じて、人と人との「むすび」つきが広がり緊密になっていきます。

こうして、人と人との「むすび」ことによって、様々なグループが地域に生まれ、それらのグループや組織と公民館とがまた「むすび」つき、連携していきながら地域の教育・文化の振興に寄与していきます。



物販促進
(ロビー)

- 地元物産等の直売所
設置
- シビエの普及活動



子育て支援

(子育て支援センター)

- 子育て世代の交流促進
- 育児相談
- 子どもの活動の場の提供
- 子育てボランティアの
活動拠点



文化学習・多世代交流

(公民館図書室)

- 図書司書を中心とした
読書活動の推進
- 地域イベント等
実施による交流
- 民話・町史学習の場



町は平成29年度に国からの地方創生拠点整備交付金(31,593千円)を財源に中央公民館の改修・整備を行いました。今後、古座川町中央公民館は、物販促進・子育て支援、文化学習・多世代交流の役割を持つ複合施設として地域経済の活性化を図るとともに、世代を超えた町民のみなさまの集いや、多世代での交流により「子育て」を地域で支えることができる町づくりを推進していきます。

① 中央公民館ロビー

ロビーでは、平常時は中央公民館図書室の一部として開放しています。手軽な読書や、ちょっとしたグループでの話し合いができ、集い・交流できるスペースとなっています。

また、時にはイベントスペースとして開放し、多くの人々の交流を生む場としても活用しています。



② 中央公民館図書室

中央公民館図書室は、大きく2つのゾーンからなっています。1階ロビーの一部のActive(活動)ゾーンと2階のQuiet(静)ゾーンです。

Active(活動)ゾーンでは、人々が集い・交流する場として、グループ等での利用ができます。

Quiet(静)ゾーンは、主に個人での利用を想定し、ゆったりと滞在でき、居心地の良い空間となっています。

また、蔵書数も9,624冊(平成30年9月末現在)に増え、それぞれの好きな場所ので、落ち着いた読書や学習を深めることができます。

児童書コーナー・青少年コーナー

新たに絵本等の児童書が置かれ、子どもも読書を楽しむことができるようになっています。



▲ 児童書コーナー

閲覧・学習コーナー

ゆったりと読書、また静かな環境で学習・調査研究を深めることができます。和歌山Free Wi-Fiの利用も可能になり、調査学習の手助けとなる環境も整っています。



▲ 学習コーナー

こうした中央公民館図書室の整備により、小・中学生の利用登録が大幅に増加し、中央公民館図書室の利用者数は平成30年9月末現在、1,026人となっています（平成29年度末時点利用者552人）。しかし、中央公民館図書室を1ヶ月間一度も利用したことがない小・中学校児童生徒が約7割（平成30年5月町教委調査）いることも事実です。

町では、読書活動支援員による各種事業の展開等、よりいっそう中央公民館図書室の充実を図っていきます。

中央公民館図書室 活動についてのご紹介

巡回図書（3ヶ月に1回）

小川・三尾川・七川地区を回り、図書の出張貸し出しをしています。



夏休み調べる学習教室（8月）

夏休みに町内の小学生を対象として、自由研究・調べ学習の基礎を学ぶための教室を開講しています。



読書活動支援員 土井さんのお話

今年の4月から図書室が新しくなり、児童書を読んだり、勉強するために図書室に訪れる子ども達の姿が増えました。

読書活動支援員として、季節に合った本を購入したり、今話題の本についての特集コーナーを設けるなど、子どもから大人まで読書を楽しめるような図書室づくりに努めています。

これから、長期休みを利用した催しなどを考えたりと、身近に感じられる、みなさまの憩いの場となるような図書室を目指していきます。図書室の利用方法もご紹介しますので、ぜひ一度図書室にお越し下さい！

中央公民館図書室の利用について

開館時間 月～日曜日（祝日を除く）

午前8時30分～午後5時15分

休館日 原則、祝日、年末年始（12月29日～1月3日）

貸出期間・冊数 2週間・10冊まで

貸出対象 町内在住者 または

町内に勤務する人



図書の貸出予約も出来ますので、係までお気軽にお声かけください！

③ 子育て支援センター

子育て支援センターは中央公民館の1階に設置されており、未就園児とその保護者を対象に育児を支援する事業を実施しています。行事以外の時間は部屋を開放していますので保護者の方と一緒に自由に遊ぶことができます。

子育て支援センターの利用について 開放時間

- 平日（火曜日午後・園庭開放時間を除く）
午前9時～11時45分
午後1時30分～4時30分
- 火曜日 午前9時～11時45分
（午後は相談日のため閉所）
- 毎月第1土曜日 午前9時～11時45分

お問い合わせ先

☎ 0735-72-3344



子育て支援センター 活動・行事のご紹介

子育て相談（随時）

育児でお悩みの方の相談をお受けいたします。要予約となっており、相談の方法には電話・ご自宅への訪問・子育て支援センターへ直接来所があります。

絵本の読み聞かせ会（月3回）

ボランティアグループ「古座川絵本の会」（第一火曜日）、読書活動支援員（第一土曜日・ふれあいタイム）が絵本の読み聞かせを行っています。

保育所園庭開放（各保育所月1～2回）

各保育所の園庭を開放しています。天候の悪い場合や、赤ちゃんは保育室で遊ぶこともできます。

親子交流会（月1回）

歌や遊びを通し、親子、保護者同士の交流ができます。保健師、栄養士、母子保健推進員も参加しますので、気軽に相談することができます。

ふれあいタイム（月1回）

ふれあい・遊び歌を通して親子のスキンシップを楽しむことができます。



Let's play in English（月1～2回）

トーマス先生と一緒に英語の手遊びや歌を楽しむことができます。保護者の方も簡単な英会話を学ぶことができます。

絵本貸し出し（月1回）

絵本を1人5冊まで1カ月間、未就園児以外のお子様も借りることができます。

※行事の日程・詳細は町内回覧、対象のご家庭にお届けしている「子育て通信」に掲載しています。

ママからひとこと in 親子交流会



親子交流会に参加して、親御さんとも話がしやすい環境だなと思います。今後はおもちゃ作りなどのテーマに興味があります。

子育て通信を見て楽しそうな内容だったので、親子交流会に参加しました。虫歯のお話の時は、色々詳しく聞けてよかったです。

平成29年度 一般会計決算

(単位：千円)

歳入	歳出	差引	翌年度繰越財源	収支額
3,380,000	2,992,356	387,644	50,782	336,862

平成29年度の一般会計決算は歳入総額3,380,000千円、歳出総額2,992,356千円で、ここに翌年度に繰越すべき財源50,782千円を除いた実質収支額は336,862千円の黒字となりました。詳細は下記のとおりです。

(単位：千円)

(単位：千円)

歳 入				
区 分		平成29年度 決 算 額	平成28年度 決 算 額	増 減 額
自主財源	地方税	195,851	198,547	△2,696
	繰越金	522,179	612,112	△89,933
	諸収入	43,968	44,998	△1,030
	その他	97,136	171,047	△73,911
	うち分担金及び負担金	4,414	25,860	△21,446
	うち使用料及び手数料	25,340	23,738	1,602
	うち財産収入	3,091	7,872	△4,781
	うち寄附金	2,014	1,770	244
	うち繰入金	62,277	111,807	△49,530
	計	859,134	1,026,704	△167,570
依存財源	地方譲与税	35,370	35,530	△160
	各種交付金	58,418	52,345	△6,073
	地方特例交付金	701	461	240
	地方交付税	1,849,503	1,911,883	△62,380
	交通安全対策特別交付金	0	0	0
	国庫支出金	217,742	224,004	△6,262
	県支出金	182,060	224,739	△42,679
	町債	177,072	245,994	△68,922
	計	2,520,866	2,694,956	△174,090
歳入総額		3,380,000	3,721,660	△341,660

歳 出				
区 分		平成29年度 決 算 額	平成28年度 決 算 額	増 減 額
消費的経費	人件費	466,251	458,884	7,367
	物件費	530,667	571,395	△40,718
	維持補修費	167,271	133,843	33,428
	扶助費	170,634	169,935	699
	補助費等	410,944	442,989	△32,045
	計	1,745,767	1,777,046	△31,269
普通建設事業費	普通建設事業費	409,072	451,618	△42,546
	うち補助事業	80,460	185,794	△105,334
	うち単独事業	328,612	265,824	62,788
	災害復旧事業費	28,905	463	28,442
	計	437,977	452,081	△14,104
公債費	公債費	361,567	367,670	△6,103
	積立金	153,554	305,052	△151,498
	投資及び出資金・貸付金	0	0	0
	繰出金	293,491	297,632	△4,141
	計	808,612	970,354	△161,742
歳出総額		2,992,356	3,199,481	△207,115

自主財源 25.42%
依存財源 74.58%

消費的経費 58.34%
投資的経費 14.64%
その他経費 27.02%

平成29年度決算に基づく健全化判断比率及び資金不足比率については下表のとおり、全てで財政の健全化を判断する基準を下回る良好な値です。

今後も健全な財政状況を維持できるよう、適正な財政運営に努めます。

◎平成29年度決算に基づく健全化判断比率

(単位：%)

①実質赤字比率	②連結実質赤字比率	③実質公債費比率	④将来負担比率	備 考
— (赤字なし)	— (赤字なし)	5.5	— (該当なし)	※ 全項目で基準を下回っています
(15.00)	(20.00)	(25.00)	(350.0)	早期健全化基準
(20.00)	(30.00)	(35.00)		財政再生基準

早期健全化基準… 自主的な改善努力により財政の健全化を図るべき基準

財政再生基準… 国等の厳格な管理のもとで確実な財政再生を図るべき基準

◎平成29年度決算に基づく資金不足比率

(単位：%)

特別会計の名称	⑤資金不足比率	備 考
古座川町簡易水道事業特別会計	— (該当なし)	経営健全化基準 20%





町の取り組み・出来事



元 気いっぱい！高池保育所運動会

9月29日、町民体育館において、高池保育所運動会を開催しました。当日はあいにくの雨のため屋内での開催となりましたが、子どもたちは元気いっぱいです。みんなでかけっこにダンスに一生懸命取り組んでいました。そんな子どもたちの姿に、観客のみなさまから大きな声援が送られていました。

運動会の開催にあたり、保護者のみなさまをはじめ、たくさんの地域の方々に御尽力いただきました。子どもたちも、たくさんの温かい声援の中、一生懸命に取り組んでいました。

【教育課 子ども輝き班】



練習の成果を披露



ジエ給食研修会開催

8月30日、学校給食調理員を対象とした古座川町ジエ給食研修会を開催しました。講師に、^{さらいりょうすけ}田辺市湊にあるレストランThe CUEの更井亮介さんをお招きし、町産ジエのシカ肉を使った肉ジャガコロッケ等の調理実習を行いました。

参加者からは、「地元に住んでいても、ジエについて詳しく知らなかったなので、このような研修会があって良かった。」「今後、町産ジエをつかった給食のバリエーションを増やしていければ。」等の声が聞かれました。

【教育課 教育班】



調理実習の様子



権の花運動最優秀賞！



綺麗に咲いた花々

9月3日、「第36回和歌山県小学校人権の花運動」写真コンテストにおいて、高池小学校が最優秀賞（県内9小学校が受賞）を受賞しました。この運動は、和歌山県人権啓発活動ネットワーク協議会が主催し、子どもたちがチューリップを育てることを通じて、生命の尊さを実感し、情操をより豊かなものにすることを目的に実施しています。

高池小学校では、平成29年12月から平成30年1月にかけて、全校児童でチューリップの球根に加え、パンジーやペチュニアの苗を植えました。苗の用意にはじまり芽が出るまでは、校務員さんが中心となって世話を続けました。その後、園芸部員の5・6年生児童も協力して水やりを行い、平成30年4月の入学式において、色鮮やかな花々で新入生を迎えました。

【教育課 教育班】

Photo page ～新成人の集い～



お知らせと情報

ご存じですか？「行政相談」

みなさまの身近な相談相手として、国の仕事に関する苦情などの相談を広く受け付け、助言や関係行政機関に関する通知などを行っています。



★平成30年度の今後の日程は、次のとおりです。

実施日	相談所開設	
11月21日(水)	七川出張所	午後1時30分 から3時30分
12月19日(水)	保健福祉センター	
1月16日(水)	中央公民館	
2月20日(水)	三尾川生活改善センター	
3月20日(水)	保健福祉センター	

※『実施日』の午前9時～11時の間電話相談をお受けします。

(☎0735-72-2988)

相談委員：小田^{おだ} 豊彦^{とよひこ} 行政相談委員（総務大臣委嘱）

【総務課 総務行政班】

和歌山県知事選挙がはじまります

任期満了に伴う和歌山県知事選挙が11月25日(日)に行われます。仕事や旅行などで当日投票できない方は、期日前投票ができますので投票に出掛けましょう。

<期日前投票>

期 間 11月9日(金)～11月24日(土) 8時30分～20時
場 所 古座川町役場1階

また、次の投票所が変更になりますのでご注意ください。

<変更となる投票所>

第15投票所
(新)七川総合センター (旧)旧七川小学校

【総務課 総務行政班】



ブロック塀の撤去及び改善に対する補助事業ができました

平成30年6月18日大阪府北部で発生した地震による被害を踏まえ、町では、道路に面した危険なブロック塀などの撤去やフェンスなどへの改善に対する補助事業を10月1日から実施します。補助の条件等は、下記のとおりです。

【対象者】

次の1～3のいずれかに該当する者であって、町税等を滞納していない方

- 1 町内にブロック塀等を所有する個人又は当該所有者と親族関係にある者
- 2 町内にブロック塀等を所有する法人又は自治会等
- 3 町内にあるブロック塀等所有者の承諾を得て実施する当該地域の自主防災組織

【対象事業】

- 1 ブロック塀等の撤去
公道等に面し、地震発生時における倒壊又は転倒の危険性のあるブロック塀等を撤去する事業
- 2 ブロック塀等の改善（詳細な基準等はお問い合わせください）
公道等に面し、地震発生時における倒壊又は転倒の危険性のあるブロック塀等を撤去し、生垣又はフェンス等他の塀へ転換する事業

※ ブロック塀等は高さが0.6メートル以上のものを延長2メートル以上撤去するものが対象

※ ブロック塀からブロック塀への改善は不可

【補助金額】

- ①撤去費又は $7,500 \text{円} \times \text{面積}(\text{m}^2)$ の低い方の金額の $9/10$ （上限30万円）
- ②生垣・フェンス等設置費又は $20,000 \text{円} \times \text{長さ}(\text{m})$ の低い方の金額の $1/2$ （上限10万円）

※ 1,000円未満の端数を生じた場合は、これを切り捨てる

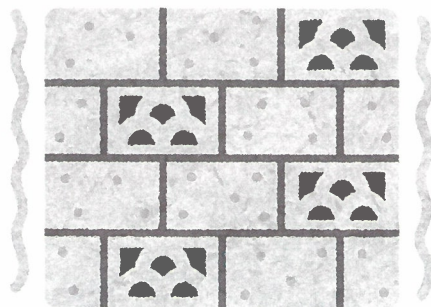
◆申請期間

平成30年10月1日～平成30年12月20日

◆お問い合わせ先

古座川町役場総務課（防災担当）

☎ 0735-72-0180



【総務課 総務行政班】

お知らせと情報

AED(自動体外式除細動器)を設置しています

AED(自動体外式除細動器)とは、突然の心停止の際に機器が自動的に分析を行い、必要に応じて電気ショックを与え、心臓の働きを戻すことを試みる医療機器です。資格を持っていなくても、音声に従って誰でも使用することができます。

▼町内AED設置場所

施設の名称	設置場所	使用可能時間
七川診療所	診察室・処置室	平日8:30～17:15
明神診療所	診察室	平日8:30～17:15
古座川町役場	玄関	24時間
古座川町保健福祉センター	玄関	平日8:30～17:15
古座川町中央公民館	玄関	8:30～17:15
三尾川生活改善センター	玄関	平日8:30～17:15
小川総合センター	玄関	平日8:30～17:15
七川総合センター ふるさと	玄関	24時間
明神中学校	玄関	平日8:30～16:30
明神小学校	玄関	平日8:30～16:30
古座中学校	玄関	平日8:30～16:30
高池小学校	玄関	平日8:30～16:30
三尾川小学校	玄関	平日8:30～16:30
古座川町民体育館	玄関	使用時間のみ対応可能
道の駅 一枚岩	玄関	10:00～16:00
道の駅 虫喰岩	玄関	土日祝日 10:00～16:00 ※季節変動有り
道の駅 滝の拝太郎	玄関	8:30～17:15
ぼたん荘	玄関	6:30～23:00

【総務課 総務行政班】

マイナンバーカードをつくってみませんか？

マイナンバーカードは、マイナンバー（個人番号）が記載された顔写真付きの身分証明書です。個人番号を証明する書類や、本人確認の際の公的な身分証明書としてお使いいただけます。また、国税の電子申告（e-Tax）など行政手続きのオンライン申請が可能です（今後拡大予定）。

カードの作成には申請書等が必要です。詳しくは住民生活課までお問い合わせください。

【住民生活課 住民班】



障害者手帳等をお持ちの 65 歳以上 75 歳未満の方へ

65 歳以上 75 歳未満の方で後期高齢者医療広域連合が一定の障害があると認めた方は、申請により後期高齢者医療保険に加入することができます。

■一定の障害とは

- 身体障害者手帳 1 級～3 級および 4 級の一部に該当する方
- 療育手帳 A 判定の方
- 精神障害者保健福祉手帳 1・2 級に該当する方
- 国民年金法等における障害年金 1・2 級に該当する方

■後期高齢者医療保険に加入すると

現在加入している健康保険（国民健康保険など）に比べ、医療費の一部負担金の割合や保険料の負担が少なくなる場合があります。しかし、世帯の状況や現在加入している健康保険によっては、今より負担が上がることもありますので、詳細については役場住民生活課までお問い合わせください。

■障害認定申請に必要なもの

- 障害者手帳、療育手帳（障害年金 1 級～2 級を受給している方は年金証書）など
- 認印

※状況によっては本人と世帯主の所得や収入、現在加入している健康保険の保険料額をお訊ねすることがあります。

【住民生活課 住民班】

納めた国民年金保険料は全額が社会保険料控除の対象です

国民年金保険料は、健康保険や厚生年金などと同様に、社会保険料控除としてその年の課税所得から控除され、税額が軽減されます。

【控除の対象】

平成 30 年 1 月から 12 月までに納められた保険料全額（過去の年度分や追納された保険料も含みます）。ご自身の保険料だけではなく、配偶者やご家族（お子様等）の負担すべき国民年金保険料を支払っている場合も、合わせて控除が受けられます。



【必要なもの】

社会保険料控除を受けるためには、年末調整や確定申告を行う際に、領収証書など保険料を支払ったことを証明する書類の添付が必要です。

平成 30 年 1 月 1 日から 10 月 1 日までの間に国民年金保険料を納付された方には、11 月上旬に日本年金機構から「社会保険料（国民年金保険料）控除証明書」が送られます。申告の際には、必ずこの証明書または領収書を添付して下さい。（平成 30 年 10 月 2 日から 12 月 31 日までの間に、今年はいじめて国民年金保険料を納められた方へは、翌年の 2 月上旬に送られます。）

税法上とても有利な国民年金は、老後はもちろん不慮の事故など万一のときにも心強い味方となる制度です。保険料は納め忘れのないようきちんと納めましょう。

【住民生活課 住民班】

お知らせと情報

和歌山市町村合同公売会のお知らせ

下記のとおり和歌山市町村合同公売会を開催します。詳しくは和歌山地方税回収機構（☎073-422-3630）または役場住民生活課までお問い合わせください。

日時 平成30年12月1日（土） 11時受付開始

場所 紀の川市民体育館（紀の川市花野604番地2）

【住民生活課 税務班】

税についてちょっと考えてみませんか

国税庁では、国民の皆様に税の意義、役割や税務行政の現状をより深く理解していただくため、毎年11月11日から17日を「税を考える週間」として、様々な広報活動を実施しています。

今年の「税を考える週間」では、「**くらしを支える税**」をテーマとして、国民の皆様に国民生活と税の関わりを理解してもらうことにより、国民各層の納税意識の向上を図ることとしています。

また、国税庁ホームページでは、「税を考える週間」の実施に合わせて、ドラマ仕立ての動画で国税庁の仕事や各種取組を紹介しています。

詳しくは、国税庁ホームページ（www.nta.go.jp）をご覧ください。

【住民生活課 税務班】

税について ちょっと 考えてみよう！
「税を考える週間」
11月11日～11月17日

今年のテーマは
「くらしを支える税」です

国税庁のホームページでは
「国税庁の取組」や「税に関する情報」を紹介しています。
くわしくはこちら [税を考える週間](#) [検索](#)

国税庁 www.nta.go.jp

国税庁では以下の取組を実施しています
【社会保障・税番号制度】 制度の定着に向けて、周知・広報を実施しています。
【e-Tax】 平成31年1月から個人納税者のe-Tax利用がより便利になります。
【消費税の軽減税率制度】 準備が必要な事業者の皆様に対し、周知・広報を実施しています。
詳しくは国税庁ホームページ（www.nta.go.jp）またはe-Taxホームページ（www.e-tax.nta.go.jp）をご覧ください。

税は、まちづくりを支える大切な財源です

町では、納期内に納付された方との公平を保ち、滞納の解消を図るために、県、和歌山地方税回収機構と合同で、11月・12月を合同滞納整理強化月間として、税收確保に取り組みます。

納期限を過ぎていてもかかわらず、納付されていない方は、役場、各出張所または金融機関で至急納付してください。また、何らかの事情で納付できない方は、未納のまま放置することなく、納税方法等について役場住民生活課まで必ずご相談ください。

◆時間外の納税相談◆

昼間仕事の都合等で役場等に来られない方は、事前に役場住民生活課まで電話連絡をくだされば、夜間でも随時、職員が納税相談に応じます。

【住民生活課 税務班】



Information

不法投棄監視カメラの設置について

不法投棄をなくすことを目指して、町内にカメラを設置します。また、巡回パトロールも重点的に行います。

詳しくは、東牟婁振興局健康福祉部串本支所（☎0735-72-0525）または役場住民生活課へお問い合わせください。

【各月の重点監視エリア（予定）】

- 11月 添野川・佐田・長迫
- 12月 三尾川・蔵土・立合
- 1月 小川・山手・中崎
- 2月 月野瀬・池野山・高池
- 3月 松根・下露・平井

【住民生活課 住民班】

ごみ分別ご協力をお願い

ペットボトルの分別が適切にできていない事例が増えています。不適切なごみが混入すると、機械の破損や作業員による選別が困難となります。

キャップとラベルは必ず取り外し、中を洗い、水切りをして、透明もしくは半透明の袋に入れてお出してください。塩ビ・廃プラ類の袋には混入しないでください。取り外したキャップとラベルについては塩ビ・廃プラ類としてお出してください。

【住民生活課 住民班】

臓器移植・骨髄バンクについて

臓器提供の意思表示や、骨髄バンクドナー（骨髄等提供希望者）登録について考えられたことはありますか？

○臓器移植

意思表示カード、運転免許証・健康保険証の裏面などで、「臓器を提供してよい」「提供しない」という意思表示をすることができます。

内容はいつでも変更や取り消すことができます。



○骨髄バンク

骨髄・末梢血管細胞提供の内容を理解している、18歳以上54歳以下の健康な方で、体重が男性45kg以上/女性40kg以上の方等が登録できます。

登録は、保健所（☎0735-72-0525）や献血バスで受付ています。

みなさまのご協力をお願いします。



【健康福祉課 健康班】

お知らせと情報

オレオレ詐欺・還付金詐欺・架空請求詐欺が多発！

詐欺が多発していますので、次のような場合に十分注意し、不審に思ったら串本警察（☎0735-62-0110）にすぐご連絡ください。



●オレオレ詐欺

- (1) 日頃から親子の連絡を緊密にとること
- (2) 「風邪をひいて声が出ない」、「電話番号が変わった」等の文言がある場合、連絡先等について身内などに再確認すること
- (3) 「示談金等があるのでお金を振り込んでほしい」「東京など首都圏まで現金を持ってきてほしい」等と言ってきた場合は要注意

●還付金詐欺

- (1) 医療費の還付があるのでATMに行って還付の手続きをしてほしい
 - (2) お金を口座に振り込め
 - (3) お金をレターパックや宅急便で送れ
 - (4) お金やキャッシュカードを自宅まで取りに行く
- このようなことは決して言うことはないので注意してください

●架空請求詐欺

メール・葉書・封書等で「サイトの契約料及び利用料金を支払え、支払わなかったら裁判を起こす」といった連絡が来たら、記載している電話番号に絶対電話をしないこと

【地域振興課 産業観光班】

チェックしなくちゃ 最低賃金

和歌山県内の事業所で働く全ての労働者に適用されます。仮に、最低賃金よりも低い賃金を労使合意で定めても、法律により無効とされ、最低賃金額と同額の定めをしたものとみなされます。

- 【最低賃金額】 時間額803円
【効力発生日】 平成30年10月1日
【適用範囲】 県内で働くすべての労働者とその使用者



詳しくは、和歌山労働局労働基準部賃金室（☎073-488-1152）または最寄りの労働基準監督署へお問い合わせください。

【地域振興課 農林水産班】

地域職域おやこの料理教室の紹介

食推コーナー

今回は乳幼児とその保護者を対象とした地域職域おやこの料理教室の紹介です。子育て支援センターとの共催で年に3～4回行っています。今回は参加者を0～1歳児とその保護者を対象とし、大人の料理から赤ちゃんの食事を取り分ける“とりわけ離乳食”と、おやつ作りを行いました。



▲かつおだし・昆布だし・かつおと昆布のあわせだしでみそ汁を作り、味の違いを確かめました。また、市販のだしの上手な選び方などのお話しをしました。



▲ポトフを作り、そこから離乳食分をとりわけてから味付けをし、大人用を作りました。おやつは、きなこスチームケーキを作りました。どれも簡単に作れるメニューを選んでいきます。



健

廣西先生の
康寄席



第十回「顔のけいれんも、わきがも、顔のじわもとれる薬とは？」

そんな魔法みたいな薬があるわけがないと思うでしょうが、本当です。ただし普通の保険診療で許されているのは、このうち「顔のけいれん」だけです。わきがやしわ取り治療は一部の美容整形で行っているようです。そんな魔法の薬の名前は「ボツリヌス毒素」といいます。1948年に熊本県で「からしれんこん」に含まれていた毒素により死者を出した事件を覚えているでしょうか？（11人亡くなっています）ばい菌の一種であるボツリヌス菌は、酸素がない状態で繁殖するため、空気を遮断して食品を保存していても予防できない困ったばい菌です。このボツリヌス菌がつくる毒素がボツリヌス毒素ですが、筋肉が動かないようにしてしまう働きを持っています。ですから「からしれんこん」の事件のように、大量に摂取すると、呼吸筋が麻痺して、

窒息して死んでしまうのです。

ボツリヌス毒素によって筋肉が麻痺するのは、ボツリヌス毒素がアセチルコリンという神経の伝達物質を遮断してしまうからです。しかし、ごく低濃度のボツリヌス毒素を局部に注射すると、その場所のごく一部の筋肉だけを非常に安全に麻痺させることができます。ほんの少量ボツリヌス毒素を注射すると、その場所の皮膚がゆるんでしわがとれたり（ハリウッドの女優さんたちもやっているそうです）、顔面のけいれんが消えたりするという風に、治療として使用できます。また、アセチルコリンは腋のにおいを出す汗腺にも来てますので、腋の下にボツリヌス毒素を打つとわきがも治療できます。古座川近辺では新宮市立医療センターで治療を行っています。

【健康福祉課 健康班】



広報 こそがわ

●発行・編集 古座川町役場総務課／広報委員会 ☎(代)0735-72-0180 FAX 0735-72-1858
10月号 平成30年10月24日発行 ホームページ <http://www.town.kozagawa.wakayama.jp/> Eメール info@town.kozagawa.lg.jp